

1 議案名

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を教育長の臨時代理により改正したことの承認について

2 提案理由

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正に伴い、教育長の臨時代理により、徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正し、介護休暇の取扱いに必要な事項を定めたため

教育政策課

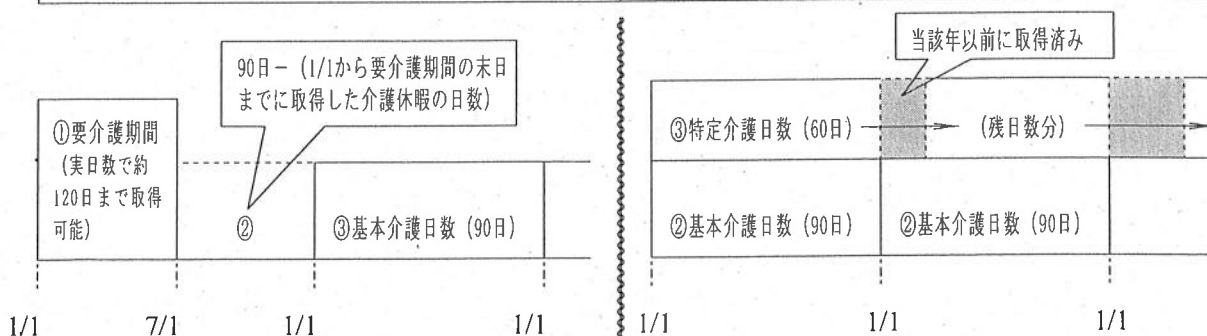
介護休暇制度の改正について

1 概要

国の介護休暇制度の見直しを受けて、本県においても、「職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則」の一部が改正（平成29年1月1日施行）されることに伴い、「徳島県教育委員会職員服務規則」の一部を改正（平成29年1月1日施行）することとしました。

2 介護休暇制度の見直しの概要

改正前	改正後
<p><期間></p> <p>①介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内（以下「要介護期間」という。）において必要と認める日又は時間</p>	<p><期間></p> <p>①「連続する6月の期間」を廃止</p>
<p>②要介護期間において取得した介護休暇の日数が一の年につき基本介護日数（90日）に満たない場合の要介護期間の末日が属する年については、既に取得した介護休暇の日数と合わせて基本介護日数に達するまでの範囲内で必要と認める日又は時間</p>	<p>②介護を必要とする一の継続する状態ごとの期間内において、一の年につき基本介護日数（90日）の範囲内で必要と認める日又は時間</p>
<p>③要介護期間の末日が属する年の翌年以降は、一の年につき基本介護日数の範囲内で必要と認める日又は時間</p>	<p>③一の年につき基本介護日数を超えて介護休暇の取得が必要となった場合は、基本介護日数に特定介護日数（※）を追加することができる</p> <p>※特定介護日数は<u>介護を必要とする一の継続する状態ごとの期間につき60日</u></p>



3 介護休暇制度の見直しに伴う報告及び協議

(1) 報告事項

30日を超える介護休暇の取得が明らかになった段階において、所属長は教育長に状況の報告を行うこととする。

(2) 協議事項

一の年につき基本介護日数を超えて介護休暇の取得が必要となった場合は、基本介護日数に特定介護日数を追加することができるが、所属長は特定介護日数に係る介護休暇の承認をしようとするときは、あらかじめ教育政策課長に協議をし、同意を得なければならないこととする。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育政策課</p>
	<p>担当者名 青木豊泰</p>
	<p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の改正に伴い、介護休暇の取扱いについて、所要の措置を講ずる等の必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 所属長は、職員が一定の期間にわたり介護休暇を取得することが明らかになったときは、速やかに教育長に報告しなければならないこととした。 二 所属長は、特定介護日数に係る介護休暇について承認をしようとするときは、あらかじめ教育政策課長に協議し、その同意を得なければならないこととした。 三 この規則は、平成二十九年一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年十二月二十八日人事委員会規則）</p>	
<p>法令審査会 <input checked="" type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第十二号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（介護休暇の取扱い）

第十五条 所属長は、職員が一の年につき三十日を超えて介護休暇を取得することが明らかとなつたときは、速やかに、その状況を介護休暇状況報告書（様式第八号の五）により教育長に報告しなければならない。

2 所属長は、特定介護日数（人事委員会規則七十一第十二条第三項に規定する特定介護日数をいう。以下同じ。）に係る介護休暇について承認をしようとするときは、あらかじめ、介護休暇の承認に関する協議書（様式第八号の六）により教育政策課長に協議し、その同意を得なければならない。

様式第八号の四の次に次の二様式を加える。

介護休暇状況報告書

第 年 月 日
号

徳島県教育委員会教育長 殿

所属長職氏名



- 1 介護休暇の願出があつた職員の職氏名
- 2 要介護者
 - (1) 氏名及び職員との続柄
 - (2) 介護を必要とする状況
- 3 2の要介護者に係る介護休暇の取得状況
 - (1) 介護休暇の初日
 - (2) 本年中に既に取得した介護休暇の期間
 - (3) 今後予想される介護休暇の期間
- 4 本年中に、2の要介護者以外の要介護者について既に介護休暇を取得している場合には、その期間

注 1 2(2)には、傷病名又は障がい、老齢等により日常生活を営むのに支障がある状況を記入すること。
2 3(1)には、前年以前に同一の要介護者に係る介護休暇を取得している場合には、その初日を記入すること。

介護休暇の承認に関する協議書

第 年 月 日 号

教育政策課長 殿

所属長職氏名



特定介護日数に係る介護休暇の承認に関し、次のとおり協議します。

- 1 介護休暇の願出があつた職員の職氏名
- 2 協議しようとする介護休暇の期間
- 3 本年中に承認済み又は協議済みの介護休暇の期間

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(介護休暇の取扱い)</p> <p>第十五条 所屬長は、職員が一の年につき三十日を超えて介護休暇を取得することが明らかとなつたときは、速やかに、その状況を介護休暇状況報告書(様式第八号の五)により教育長に報告しなければならない。</p> <p>2 所屬長は、特定介護日教(人事委員会規則七一第十二条第三項に規定する特定介護日教をいう。以下同じ。)に係る介護休暇について承認をしようとするときは、あらかじめ、介護休暇の承認に関する協議書(様式第八号の六)により教育政策課長に協議し、その同意を得なければならない。</p>	<p>第十五条(削除)</p>